

(一) 橋本松付(一ヶ月分)に於て自発的に退職するに
 (二) 會社に此の除名松付に於て退職手当及會社内現に依
 る勤続手当を合せて日給(十九日分)を支給するに
 (三) 金額約(百圓)
 (四) 會社は金一封を支出す(単據費用及日給)
 (五) 會社は従業員等労働組合加入を妨げず
 (六) 公傷の場合に會社側に於て日給(五分)を補給するに(健康保険は公傷
 七) 其他従業員の特遇施設に付しては會社に於て誠意を以て考
 慮するに
 以上

昭和四年四月二十一日

各代表者 氏名 印

四六

勞務第七二〇號

昭和四年四月八日

警視總監 宮田光雄



内務大臣望月圭介殿

社會局長官殿

京都大阪神奈川兵庫

各府縣知事殿

第 4.4.9
971

大日本製藥株式會社東京支店工場勞働爭議ニ関スル件

(第一報)

要旨 工場側ニ於テハ職工側ノ單據觀模會同催計案ヲ為シタル主張者五名ヲ解雇ス
 職工側ニ於テハ被解雇者ノ復職要求ヲ拒絶セラレ更ニ土項目ニ具ル職願書ヲ提出ス